

税金

1月1日現在の固定資産所有者に課税されます
固定資産税についてお知らせします

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。この税は、市税全体の約半分を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者となります。

税額の算出方法

固定資産税の税額は「課税標準額×税率」により算出されます。

税率と課税標準額について

本市における固定資産税の税率は1.4%です。課税標準額は、原則として固定

資産の価格（評価額）と同じになります。ただし、住宅用地のようの特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて評価を行っています。

【土地】

地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林や原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。

【家屋】

完成した家屋の構造材や外装内装などに評点を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

【償却資産】

資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。

問い合わせ 税務課 小林孝明・山口佑介 ☎ (23) 0035

相談

年末に増える訪問販売業者に注意
ひとりで悩まずに相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 桑田義明 ☎ (23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、ひとりで悩まずにまず相談してください。

「いま話」の注意を

■事例1

「近所の排水管の点検をしている。点検は無料だ」との電話があり、「無料なら」と依頼すると「管が汚れている」「管が割れている」などと言われ、高額な契約を勧められた。

■事例2

過去に取得した土地について「土地を買い取る」と電話があった。土地を売る手続費用など、さまざまな理由を付けて金銭の支払いを要求され、支払ったら業者と連絡がつかなくなった。

■事例3

SNSで「簡単にもうかる投資」「楽してもうける話」を誘われた。

注意点

○事例1、2の契約はクーリング・オフできる場合があります。
 ○インターネットの情報が正しい

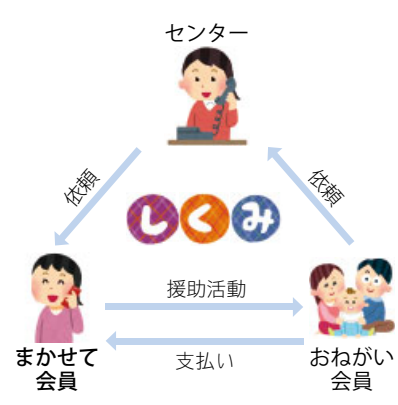
オンライン相談を開始します

新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットを利用したオンライン相談を開始します。市民相談センターに来所しなくても、ご自宅から無料アプリ「Zoom」を利用して相談することができますようになります。利用方法など、詳しくは広報まきのはら2021年1月号でお知らせします。

子育て

地域で地域の子育てを支え合う
ファミリー・サポート・センター
 問い合わせ 子ども子育て課 子育て支援係 ☎ (23) 0071

ファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、子育て中の家族が安心して働いたり、育児したりすることができるよう、あらかじめ登録した地域の会員同士が活動するネットワークです。



★おねがい会員（援助を頼みたい人）

市内に住所がある人で、0歳（おむね生後4カ月）から小学校6年生までの子どもがいる人が利用できます。

*入会金や年会費、保険加入の負担金なし。利用料は600円から。児童扶養手当などを受給している人には助成あり。

★まかせて会員（援助を行いたい人）
 市内および近隣市町に住む20歳以上の人で、育児の援助活動をする会員です。

<まかせて会員研修 日程表>

① 1月22日 午前	子どもの発達と栄養 子どもに起こりやすい事故と予防
② 2月1日 午前	乳幼児救急法
③ 2月12日 午前	親・子・託児者がともに良い時間を過ごすためには
④ 2月19日 午前	楽しい！ふれあい遊び
⑤ 3月12日 午前	安全運転講座

【研修会場】 さざんか
 *講師の都合などにより内容が変更になる場合があります。研修時間などの詳細は、市ファミリー・サポート・センター（☎230077）まで問い合わせてください。

商工

新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化に対する支援／設備投資に対する支援
市が中小企業者の借入れ利子を補給します

問い合わせ 商工振興課 山崎広幹 ☎ (53) 2647

新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化した中小企業者の支援策として、静岡県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」を利用した中小企業者に対し、その資金に係る利子相当額を対象として「利子補給金」を交付する制度を設けています。

補給率
 1・4%以内（静岡県が利子補給する分に乗せし、市が残りの利子を全額補給）
交付期間
 借入日から1年以内
必要書類
 ①交付申請書
 ②請求書
 ③融資制度の名称が確認できるもの（信用保証決定のお知らせの写しなど）
 ④返済計画が確認できるもの（返済予定表、返済額明細書など）
 ⑤令和2年中の月々の利子の支払いが確認できるもの（利息引落とし預金通帳の写し、返済証明書など）
 ⑥その他必要書類

対象者
 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
 ①セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を牧之原市から受け、各保証により令和2年3月18日以降に、静岡県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の貸付けを受けていること
 ②原則として、市内で1年以上継続して事業を営んでいる会社または個人
 ③市税に未納がないこと

⑥その他必要書類

市や県、政府系金融機関などの公的な融資制度を利用し、事業用の「設備」を購入した中小企業者に、その資金に係る利子相当額を対象として「利子補給金」を交付する制度を設けています。
 令和2年中に対象となる資金を借入れ、新たに「設備」を導入し、令和2年12月末日までに返済

を開始した人を対象に「利子補給金」の交付申請を受け付けます。
対象者
 市内において事業を営んでいて、市税に未納がない中小企業者
対象資金
 次の①～④に該当する融資制度により借り受けた設備資金。ただし、新型コロナウイルス感染症に関する支援（特別利子補給制度など）により、実質的に無利子化となっている場合は対象外。
 ①政府関係融資制度
 ②静岡県融資制度 *国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付 および経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）を除く
 ③牧之原市小口資金融資制度
 ④商工貯蓄共済融資制度
交付額
 借入金額の1%以内（限度額10万円）
交付期間
 借入日から3年以内
必要書類
 ①交付申請書
 ②請求書
 ③融資制度の名称が確認できるものを除く

の（信用保証決定のお知らせの写しなど）
 ④設備投資の内容と支払いが確認できるもの（契約書や請求書、領収書、支払い預金通帳の写しなど）
 ⑤返済計画が確認できるもの（返済予定表、返済額明細書など）
 ⑥令和2年中の月々の利子の支払いが確認できるもの（利息引落とし預金通帳の写し、返済証明書など）
 ⑦その他必要書類
【共通事項】
受付期間
 令和3年1月4日（月）～15日（金）
 午前8時15分～午後5時（水曜日のみ午後7時）
 *土日祝日を除く
会場
 商工振興課（相良庁舎2階）
申込方法
 必要書類を用意し、受付会場にお越しください。
 *交付申請書と請求書は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工振興課の窓口でも配布しています。

介護

研修修了者が活躍中！
あなたも一緒に「ふちアルバイト」しませんか
 問い合わせ 長寿介護課 中村佳乃子 ☎ (23) 0076

市では、介護サービス事業所の人手不足を解消すべく、元気な65歳以上の人を対象に、介護の入門的研修と1回2時間程度の「ふちアルバイト」としての就労支援を組み合わせた事業を、令和元年度から実施しています。
 本年度は、7月末から9月

上旬にかけて研修を実施し、14人が受講。10月時点で3人が就労しています。
 研修修了生は、市内の介護事業所で、配膳・下膳といった食事の準備や自宅までの送迎の運転手など、利用者の身体に触れない仕事を行っています。



送迎の様子

修了生の声

—今、どのようなお仕事をしていますか？
 デイサービスの送迎運転手として、1日2便、午後3時30分～午後5時までの時間で働いています。

—実際に働いてみてどうですか？
 今は、利用者の顔や名前などを覚えるのに精一杯ですが、子どもたちの下校時間と重なることもあるので、早く道を覚えて、安全運転を第一に頑張ります！

■次年度に向けて

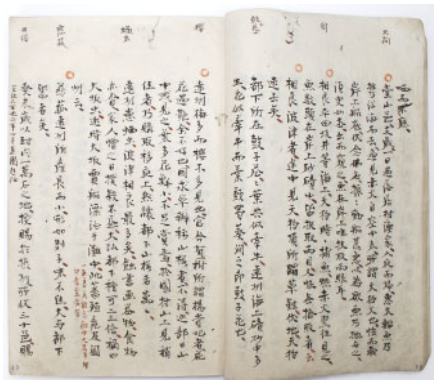
介護事業所からは「夕方や送迎時など、まだまだ人手が欲しい時間帯ややってもらいたい仕事がある」という声が聞かれます。そこで次年度からは、さらに介護現場の人手不足解消につなげるべく、介護現場が「必要としている手伝い」を明確にし、その内容に沿った研修受講生を募集する予定です。詳細が決まり次第、広報まきのはらやホームページなどでお知らせします。

歴史

シリーズ連載「感染症の郷土史」③
『蕉園渉筆』に見る蛔虫（回虫症）の患い
 問い合わせ 社会教育課 長谷川倫和 ☎ (53) 2646

広報8月号の第1回で紹介したコレラは菌、9月号の第2回で紹介した麻疹（はしか）はウイルスを原因とする感染症です。しかしかつての日本では、菌ともウイルスとも違う別の要因の感染症も、人々を苦しめていました。
 田沼意次侯の失脚後、荒廃した郷土の復興に尽力した名代官・小島蕉園は、その著書『蕉園渉筆』の中で、次のような記述を残しています。

「遠州蛔虫を患う、相良波津最多し、書画器物を舐み食物も亦舐る、家人之を憎んで日に撲殺すれども尽きず、大きき都下の種に比して二三倍、称して曰く大坂虫、近時大坂の賈船灘中に漂泊して此れに蕃殖し、竟に閩州に及ぶと云う、（一相良民牧之船中大群行李に付き宿舎に至る）」



小島蕉園著『蕉園渉筆』（市史料館所蔵）

これによれば、遠州地方の人々は「蛔虫」すなわち回虫症を患う人が多く、相良や波津では特に多かったと記されており、その原因として、大阪の商船が漂泊することを挙げています。
 回虫は、主に小腸に寄生する人体寄生虫の一種で、雌は体長15～20センチ、雌は20～30センチ程度まで成長します。感染すると、食欲不振や腹痛、嘔吐などの消化器症状に襲われ、多数寄生された場合は、肺炎や胆のう炎、腸閉塞などを起こすことがあります。
 回虫症は、野菜や果物などに付着した回虫の卵を摂取することで感染します。そのため、衛生管理が整い、人ふん肥料を使わなくなった現代日本では、感染する心配はほとんどありません。しかし、そうした環境が未整備だった昭和30年代ごろまでは、国民の半数が感染していたといわれるほど一般的な感染症でした。年配の皆さんは、回虫のことを「えむし」といって、カイニンソウなど虫下しの薬を飲んだことがあるかもしれません。
 感染症といえば、細菌やウイルスばかり注目されますが、寄生虫もまた人類が闘ってきた感染症の大きな原因でした。私たちが寄生虫に悩まされなくなったのは、つい最近からだということを忘れてはならないでしょう。